

東金プ健発第96号
令和5年8月30日

事業主 殿

東京都金属プレス工業健康保険組合
理事長 嶋 村 誠

資格取得届等への個人番号の記載について

時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして格段のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年4月1日より保険医療機関・薬局でのオンライン資格確認の導入が原則義務化されたことに伴い、健康保険組合においては、迅速かつ正確なデータ登録を確保することがますます重要となることを踏まえ、厚生労働省より「オンライン資格確認等システムにおける正確な資格情報等の登録についての一部改正について（保保発0414第1号）」が発出されております。

そのため、当健康保険組合への資格取得届及び被扶養者異動届の届出方法、各種届書の書式を下記のとおり変更いたします。

また、これまで資格取得届等の氏名に外字（JIS規格にはない文字）が含まれている場合には、個別に外字を作成し保険証券面への記載をしておりましたが、保険医療機関・薬局での「オンライン資格」確認時に、外字が表示されず氏名の確認が出来ない事象等が生じているため外字の取り扱いを段階的に終了いたしますことをお知らせいたします。

記

1. 令和5年4月14日付保保発0414第1号により改正された内容について

- (1) 個人番号の登録に当たっては、資格取得届及び被扶養者異動届に記載された個人番号に基づき登録することを原則とすること。資格取得届及び被扶養者異動届に個人番号の記載がない場合、原則として、保険者等は届出を行った事業主に個人番号の記載を求めること。
- (2) 提出された資格取得届及び被扶養者異動届に個人番号の記載がない場合であって、やむを得ず、保険者等が地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への照会（以下「J-LIS照会」という）により加入者の個人番号を取得する場合には、必ず5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）により照会を行うこと。

2. 資格取得届及び被扶養者異動届の届出方法

令和5年9月1日以降、資格取得届及び被扶養者異動届にて**加入手続きをする際には、届書に個人番号を記入してください。**

また、**5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）**については、**住民票に記載されている情報を記入してください。**

ただし、氏名がアルファベット表記及び常用漢字での代替ができない方は、保険証券面の氏名には、カナ氏名を表記する取扱いとさせていただきます。

届書受付の際「個人番号の記入」がなく「5情報の記入」に漏れがあった場合は、行政の要請に沿って届出不備とし返戻となり、再提出していただきますのでご注意ください。

留意事項

- 届出時に個人番号が未記入の場合は、確認ができ次第ご提出してください。
- ご提出の遅延により「オンライン資格確認等システム」への登録が遅れると判断した場合は、5情報をもとにJ-LIS照会を行い個人番号を取得し、後日、ご提出いただく個人番号との確認を行います。
- J-LIS照会を行い個人番号を取得するには5情報が全て一致することが必須条件となります。情報の不一致により個人番号を取得できない場合がございますので必ず個人番号の記入をお願いいたします。

※個人番号取得後、行政の要請により5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）に確認が生じた場合は、「住民票の写し(個人番号記載)」または「マイナンバーカードの写し」等、確認書類の提出をご連絡いたしますのでご協力をお願いいたします。

3. 外字対応終了について

(1) 外字対応終了日 令和5年10月31日（火）受付分

(2) 終了日以降の対応

令和5年11月1日(水)以降に取得、認定及び氏名変更をする方で、届出に外字が含まれている場合には、被保険者に確認の上、代替漢字（常用漢字）で届出いただきますようお願いいたします。

また、氏名に外字が含まれている加入者の方は、被保険者に代替漢字をご確認いただき、「氏名変更届」のご提出をお願いする予定ですが、詳細な手続き等につきましては改めてご案内いたします。

4. 「被保険者資格取得届」等の書式変更について

(1) 「被保険者資格取得届」

- **被保険者住所記入欄を「住民票住所」と「居所住所」に分割**

※「オンライン資格確認等システム」への登録は「住民票住所」となります。
そのため「住民票住所」と「居所住所」それぞれの住所欄を設けました。

(2) 「被扶養者（異動）届」

- **「被扶養者の住所変更欄」の新設**

※被保険者と住民票住所が異なる場合は、被扶養者の住民票住所を記入してください。

(3) 「被保険者住所変更届」

- **被保険者住所記入欄を「住民票住所」と「居所住所」に分割**

※「オンライン資格確認等システム」への登録は「住民票住所」となります。
そのため「住民票住所」と「居所住所」それぞれの住所欄を設けました。

(4) 「被扶養者住所変更届」

- **被扶養者住所変更届の様式追加**

※被保険者と住民票住所が異なる場合は、被扶養者の住民票住所を記入のうえご提出ください。

留意事項

- 現在、当健康保険組合へ居所住所を届出いただいている場合は「住所変更届」のご提出をお願いいたします。
- 当健康保険組合では、「住民票住所」を登録し、被保険者への送付物（医療費通知・保険給付決定通知書等）は「登録住所」へ送付いたします。
- 今後は新様式をご使用くださいますようお願いいたします。
ホームページは令和5年9月1日（金）より新様式となります。
また、新様式を同封いたしますのでご確認ください。

ご不明な点がございましたら当健康保険組合業務課までお問合せください。